

柳井市教育委員会会議 会議録

1 会議の開催

(1) 日 時 令和7年8月5日(火) 開会 午前10時30分
閉会 午前10時58分

(2) 場 所 サンビームやない視聴覚室

2	出席委員	教 育 長	西元 良治
		教育委員	瀬山真紀子
		教育委員	綿貫 良子
		教育委員	西岡 琴美

3 欠席委員 教育委員 厚坊 俊己

4	出席事務局職員	教育部長	室田 和範
		教育総務課 課長	檜垣 彰宏
		学校教育課 課長	大田 恵也
		生涯学習・スポーツ推進課 課長	西本 龍
		文化財室 室長	大岡 弘明
		柳井図書館・大畠図書館 館長	小柳 五寛
		学校給食センター 所長	西本 佳孝
		教育総務課 課長補佐（書記）	古谷 洋美

5 傍聴者 なし

6 會議日程

(1) 議案

- ①議案第18号 柳井市立図書館条例施行規則の一部改正について
②議案第19号 柳井市立学校給食センターが行う給食費の改定について
③人議第8号 教育委員会の事務の点検及び評価に関する学識経験を有する者の委嘱について

(2) その他

7 議事の大要

(1) 開会

教育長から、教育委員会会議の開会の宣言があった。

(午前 10 時 30 分 開会)

(2) 會議錄署名委員指名

教育長から、会議規則第13条の規定に基づき、瀬山委員、綿貫委員の

両名を指名した。

(3) 議事内容

①議案第18号 柳井市立図書館条例施行規則の一部改正について

教育長は事務局に説明を求め、小柳館長から、9月からのみどりが丘図書館の開館日、開館時間の変更について、規則を改正し、これにより年末年始を除き、土曜日、日曜日、祝日はすべて開館するものとし、土曜日の開館時間を21時まで延長する。また、令和6年6月17日柳井市教育委員会規則第4号において、一部改正した柳井市立図書館条例施行規則の中で、使用料に関する規則については、市長部局の規則として制定することが適切であったことから、教育委員会規則から削除し、新たに市長部局の規則として制定するものとの説明があった。

主な質疑応答は以下のとおり

教育長：開館日が増えるが、職員の勤務形態に変化はあるか。

小柳館長：司書を1名増員し、司書8名体制となり、早番遅番の交代勤務で対応できる。施設管理業務委託も、土曜日は委託時間を21時まで変更契約した。

この他に質疑等はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり承認された。

②議案第19号 柳井市立学校給食センターが行う給食費の改定について

教育長は事務局に説明を求め、西本所長から、柳井市立学校給食センター条例施行規則第6条の規定により、柳井市立学校給食センターの運営について、柳井市立学校給食センター運営審議会に諮問し、7月31日に開催された審議会で、給食費の額について、令和7年8月25日から、小学校301円、中学校351円に改定することが妥当であると答申をいただいたことから、柳井市立学校給食センターが徴収する学校給食費の改定について審議をお願いするものとの説明があった。

主な質疑応答は下記のとおり

教育長：審議会時に委員から出た意見はあるか。

西本所長：給食費の改定については、賛成の意見をいただいている。

その他に、給食の量をもう少し増やせないかという意見もいただいている。

綿貫委員：物価高騰もあり、金額面で工夫していることはあるか。

西本所長：牛乳と精米が、物価上昇の8割を占めている。葉物野菜については、質は確保した上で安価なものを選ぶなど、食材を選ぶことで工夫をしている。

瀬山委員：できるだけ山口のもので、地産地消に努めていただきたい。

西本所長：時期によっては調達できず、他県産のものもあるが、なるべく

対応していきたい。

教育長：給食費は食材費で、光熱水費や人件費等は市が負担している。これまで、食材費の不足分は市が補填していた。この度の給食費の改定により、今後はこの金額で食材を仕入れて給食を提供する。2学期から小中学校の給食費無償化のため、直接家庭への影響はない。

西岡委員：2学期からも給食の量・質について維持していただきたい。

教育長：必要なカロリーやたんぱく質などの給食の質や量については維持をしていきたい。

瀬山委員：学校から子どもたちに無償化になるということを伝え、感謝して給食をいただくように言っていただけたらよいのでは。

③人議第8号 教育委員会の事務の点検及び評価に関する学識経験を有する者の委嘱について

教育長は事務局に説明を求め、檜垣課長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、平成21年度から柳井市教育委員会では、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成、議会に提出するとともに、公表してきた。今年度も継続して実施するが、同法第26条第2項では、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し、学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされており、点検及び評価の客観性を図るため、3名の学識経験者を委嘱するもので、任期は、令和7年9月1日から令和8年3月31日までとするものとの説明があった。

特に質疑等はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり承認された。

(4) 協議会

教育長から、暫時、協議会とする宣言があった。

(午前10時50分 協議会)

(午前10時58分 再開)

(5) 閉会

教育長から、教育委員会会議の閉会の宣言があった。

(午前10時58分 閉会)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

教育長 西元良治

署名委員 瀬 山 真紀子

署名委員 綿 貫 良 子

調 整 者 檜 垣 彰 宏